

法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令18号）による改正後の消費税法施行規則（以下、「新消費」という）15の4）。

① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除く）

③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入

④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の取得

⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入

⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源および再生部品購入者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入

⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購

入等

⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

⑨ 従業員等に支給する通常必要であると認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当の範囲については所得税法上の非課税範囲（所得税基本通達9―3参照）が基準となる（インボイス通達4―9）。一方、通常必要であ

⑨の従業員等に支給する通常必要であると認められる出張旅費、宿泊費、日当の範囲については所得税法上の非課税範囲（所得税基本通達9―3参照）が基準となる（インボイス通達4―9）。一方、通常必要であ

## 第4章

# 収益認識基準との調整も念頭に 軽減税率導入に伴う システム対応のポイント

## 会計システムに おける消費税計算

### (1) 会計システムと消費税申告

消費税申告にあたっては、企業で

ると認められる通勤手当の判定については所得税法上の課税対象か否かにかかわらず、その実質で判断する（インボイス通達4―10）。

改正前の消費税法で認められていた支払対価3万円未満の少額取引について請求書等の保存を省略できる規定（現行消法30⑦、現行消令49①）は、今回の改正で廃止される。

## 免税事業者への 経過措置

適格請求書等保存方式が導入されると、免税事業者は適格請求書等を

発行できないため免税事業者からの仕入分については仕入税額控除の対象にならない。

その結果、免税事業者が事業者間取引から排除されてしまうおそれがあるため、免税事業者からの仕入れに対しては経過措置が設けられている。

平成35年10月1日から平成38年9月30日までの3年間は、免税事業者からの課税仕入れに係る消費税額の80%、平成38年10月1日から平成41年9月30日までの3年間は免税事業者からの課税仕入れに係る消費税額の50%分が仕入税額控除の対象になる（28年改正法附則52、53）。

生じたすべての取引に適切な消費税区分を付与するとともに、それらを記録・集計するしくみが必要なため、会計システムの利用が前提になる。

その結果、消費税法の改正は社内で行われている多くの会計システムに影響を与える。

最終的な納付税額は売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した差額になる。

### (2) 現行の消費税額計算

消費税法が定めている税額計算方法はシステム対応にあたっての前提